

令和7年第11回会津美里町議会（議会改革推進特別委員会）

第1日

令和7年2月3日（月）午後 1時30分開会

議 場

委 員 長 根 本 謙 一 君

副委員長 星 次 君

○出席委員（10名）

1 番 櫻 井 幹 夫 君 7 番 小 島 裕 子 君

2 番 小 柴 葉 月 君 8 番 星 次 君

3 番 荒 川 佳 一 君 11 番 鈴 木 繁 明 君

4 番 山 内 豪 君 12 番 横 山 知 世 志 君

5 番 長 嶺 一 也 君 15 番 根 本 謙 一 君

（16番 大 竹 惣 君 オブザーバーとして出席）

○欠席委員（なし）

○事務局職員出席者

事 務 局 長 川 田 佑 子 君

事 務 局 次 長 関 本 達 君
兼 総 務 係 長

開 会 （午後 1 時 3 0 分）

○副委員長（星 次君） 皆さん、こんにちは。ただいまから、第11回となりますが、議会改革推進特別委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（根本謙一君） 改めて、皆さん、ご苦労さまです。こんにちは。先月15日の本会議におきまして、我々が1年かけて検討してまいりました会津美里町議会ハラスメント防止条例、おかげさまをもちまして、皆さんのご理解とご協力によりまして全会一致で可決していただきました。本当にありがたかったなと喜んでおる次第でございます。おかげさまで一つの大きな区切りを越えたということで、さて、本日から会津美里町議会基本条例の見直しにかかってまいります。これと付随して議員倫理条例のほうも整合性を取る必要があるかなということもあります。要綱も当然それに付随していくわけですので、それも含めて皆さんにまたいろいろご苦労をおかけすることになりますけれども、この半年余りの中でしっかり整えてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくご協力のほどお願い申し上げまして、委員長の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（根本謙一君） それでは、早速でございますけれども、案件に入ります。

今日の案件につきましては、ご案内のように、1つ目が会津美里町議会基本条例の現状における課題と問題点について、2点目が今後の日程についてということで案内してございます。

まず、1点目に入ってまいります。会津美里町議会基本条例の現状における課題と問題点について。過般、各委員のほうからこの課題と問題点について文書提出をお願いしてありました。その中で検討項目として一覧を整理して、皆様にお届けしてあります。各委員から出ておるわけですが、条ごとに整理してございますので、各提出委員からその課題等について、一定程度文章化されておりますけれども、併せて、加えてまた何かありましたら一緒に説明をいただき、それに基づいて委員会としてどう対応していくかを皆さんと相談してまいりたい。今日は、条例の中身にまでは入っていきません。一応今後委員会として、検討項目として上げていくかどうか、どうしたらいいかということころを各委員からご意見いただきながら整理していきたいというふうに思っております。

このことについてご理解いただけますでしょうか。いかがでしょうか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように進めてまいります。よろしくお願いいたします。

それではまず1番目に、第3条について星委員のほうから提出がございます。星委員のほうから内容等説明一応お願いしたいと思います。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） それでは、第3条、第3号までありますが、その第4号として、今委員長の挨拶の中でありましたが、会津美里町議会ハラスメント防止条例が制定されたので、この次に、3号の次に4号を加えるということで基本条例に加えたかどうかというふうな提案でございます。

なお、議員の政治倫理条例には第4条でハラスメントをやってはいけないよというようなことは書

かれておりますが、この基本条例にも織り込んだらよろしいのではないかというふうに考えましたので、皆さんからのご意見を賜りたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 一定程度の説明が星委員のほうからありました。このことについて、今後の検討項目とするかしないかの観点でご意見をいただければというふうに思います。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私は、入れることについて賛成の意見でございます。ただ、その後の第7章の第17条、これ議員の政治の倫理ということなのですが、その辺のことも絡みがあるので、その点は今のハラスメントの防止条例についてを上げることについては理解したということで、どこに上げるかを今後検討していくべきかなと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員の意見は今のようなことでしたけれども、ほかにあれば。

今荒川委員のほうからも話ありましたように、第17条で議員の政治倫理に基づいて倫理条例がつけられております。かつそれをハラスメントに関してしっかり具体的に対応するための条例が今般のハラスメント防止条例の制定というふうになったわけです。ですから、それをどうするかという、基本条例にも書き込むかどうか、これは一つ検討課題として上げてはどうかというのが荒川委員の意見がありました。

皆さん異議なければ、一応検討課題として上げるというふうにしておいてもいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、検討課題にしたいと思います。

では、次に参ります。第4条について、長嶺委員のほうから説明をお願いしたいと思います。

○5番（長嶺一也君） まず、第4条の1つ目なのですが、基本条例の第4条、町民参加及び町民との連携という規定が全部で7項あるわけなのですが、やはり議会として町民参加というのを重視する必要があるのかなと思いました。その一つの案としまして、傍聴者を増やすために土日、祝日あるいは夜間の開催もあってもいいのかなと思ひまして、提案でございます。

続きまして、次の通年議会の規定につきましては、私間違ったのですが、これ第4条の項目の中に書いて事務局に送ってしまいまして、これは第何条に入れ込むかどうかについてはちょっと間違った……

○委員長（根本謙一君） 分かりました。一つ一つやっていきたいと思いますので、その点についてはその後にしましょう。

まず、その前段の傍聴者を増やすためにというところで皆さんのご意見をいただきたいと思います。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） この土日開催については、ずっと以前に実際に実行した経緯はあります。しかしながら、当時はさほど効果は見られなかったというような私の感想なのですが、改めてこれについては、議会も随分変わってきましたので、もう一度検討すべきかなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。ほかにございませんか。

この点については、より具体的な内容になっておりますから、わざわざ基本条例によらなくても実施は可能なわけですね。ですから、そここのところも含めて皆さんのご意見いただければなというふうに思います。これ執行部との調整も必要と括弧書きになっておりますけれども、まさにそのとおりでして、予算もかかることになります。そういうことも検討する必要があるので、議論はすることは否定することはないと思いますけれども、基本条例に書いたほうがいいのかどうなのかというのが論点になります、ここは。書かなくても十分に対応してきているということは間違いないと思います。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） そういうことであれば、検討、今回はぜひやったほうが良いよという提案だと思うのです。なので、これはこの場での基本条例のルールをどう変えていくかとかというジャンルではないと思うので、また別のところで話を出したほうが良いのかなと、そのほうがこれを実際にやってみたいというところかなうのではないかと思います。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員の意見でありました。

ほかにご意見あれば。できれば皆さん、いろいろほかの委員の説明を聞いて感じるところがありましたら、ぜひご意見を述べていただきたい。ないならなしでもいいのですけれども、できればなるべくならご意見を出していただきたい。そのほうが進めやすいので、お願いしたいと思います。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 私も小柴委員の意見に賛成いたします。というのは、今これを検討ではなくて調査、ある程度今回の条例の変更ということにはちょっと今の段階でなかなか間に合わないの、まずほかの状況も確認しながら、一応調査をしてからどうするかということで考えていったらいいのかなと思います。

なお、この文面には、条例には特段入れなくても私はいいと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 私からも申し上げましたように、これは基本条例に書き込む、書き込まないによらず実施可能な事案でありますし、ほかの提案場所がありますから、そういうところに対応していただくということでよろしいのではないかなというふうに思います。これは検討課題としてはのせないということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、長嶺委員、そういうことでご理解いただきたいと思います。

それでは、次の第4条のところでも長嶺委員からありますけれども、先ほど少し述べていただきましたが、ちょっと勘違いされたというところもありますが、一定程度の説明をお願いします。

○5番（長嶺一也君） 今回、今週に開成町の議会とオンライン研修するものですから、それに伴って開成町の議会の基本条例見たところ、通年議会の規定がありました。うちのほうにはなかったの、入れたほうがいいのかと。入れるのであれば、第1章の総則ぐらいしかない、私どものほうの議会の目次を見る限りでは総則くらいかななんて思った次第でございます。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

通年議会、これそもそもこの会津美里町議会基本条例をつくるときに参考にさせていただいたのが北海道栗山町議会の基本条例です。これが基になっております。この町の実態に合わせて多少変えたところもあります。現在栗山町の議会基本条例どうなっているかという、通年議会の項目が掲げてあります。これは、議会の活動原則の中の第2条の2ということで載せてあります。ですから、まさに基本条例に載せるか載せないかの検討は対象にはなり得るのかなというふうに思いますし、実際我々は、一部で試行という言葉がやり取りされておりますけれども、実質的に通年議会を運用しております。ですから、基本条例にしっかり書き込むということは私は必要だなというふうにも思っておりますので、次の段で私もほかのことで入れておりますけれども、この通年議会のことについては検討課題にのせていいのではないかなというふうに思っております。

ほかの方のご意見もいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 今ほど委員長からもお話あったように、私の記憶だとまだ試行的なのです。試行という部分は外れていないのですよね、たしか。だから、その辺から整理していかななくてはならないのかなというふうに思っていました。

○委員長（根本謙一君） そこで、この試行というのがどういうことなのかというと、あの当時なかなか理解十分でないままに、試行だから、とにかくやってみようということで出だしたのは間違いなのです。今般このことで事務局でも相当勉強されておまして、試行とはどういうことなのだろうかということちょっと調べていただいたら、県のほうに届けてある内容では運用という形で捉えられているそうです。運用。一方で、法定で実施しているというくくりになるそうなのです。法定と運用。会津美里町議会の場合は、運用のくくりの中に入っているそうです。どういうことなのだろうかといって、その内容、規則を見ますと、運用の場合は1年置きに開会手続を取ってくると。法定の場合は、改選して初の議会を町長の招集手続をもって議会が始まります。以下4年間は通年議会として任期末まで、改選まで続けるということが書かれておりますけれども、実際こういう理解でいいのですねという確認を取ったわけではないので、何とも言えないところはあります。補足的に局長のほう

からちょっと説明していただきます。

○議会事務局長（川田佑子君） 通年議会というものは、法に基づいて2種類のやり方がございます。そのまず1種類は、まず改選ごとに1回任期を決めまして、改選ごとに決めるといいますか、まず何月何日から1年間、その翌年の前日までというふうにまず任期を決めまして、それが自動更新されるというような感じです。それが改選で1回目の招集をしまして、そのときに任期を決めると、あと自動更新されて、次の改選まではずっとそれでいくというようなやり方が1つです。

もう一つは、当町で行っているやり方なのですが、会期を1年というふうにします。それで、うちのほうは招集時期を1月としておりますので、1月の招集から12月末までを会期とします。なので、11月末から1月の初議会を行うまでは空白になっております。

〔「12月末でしょう。11月って」と言う人あり〕

○議会事務局長（川田佑子君） 失礼しました。12月末までです。

〔「何日間か」と言う人あり〕

○議会事務局長（川田佑子君） はい、何日間かは空白になっております。それで、1月の招集会議を必ず開いていって、そこから会期が始まるという形なので、毎年毎年1月に会議を開く必要が出てきております。そういうやり方を、多分試行という形で1回そういうやり方をしたので、それが試行という言葉がずっと残ってはいるのですが、今現在は法に基づいた運用というやり方で、試行ではなくて、通年議会をやっているのですが、初めに導入したときに一応試行という形で要綱か何かを制定しましてやり始めましたので、そのときにあった試行という言葉がずっと残っているのではないかなとちょっと私としては思っているのですが、正しくは法令の運用というやり方でやっています。会津若松市もそういうやり方でやっているのですが、会津若松市も8月か何かに招集会議を開きまして、1年間の会期を決めて、毎年8月に招集会議をやって1年、また次の年も8月に招集会議やって1年というようなやり方をしています。県内だと法定に基づいた通年議会の運用をしているところというのが福島市と、あと二、三か所はあったと思うのですが、そちらは多分改選あってから1回まず集まって会議を開いて、そこからはあと次の改選までは改めて会期を決めるための議会は開きません。なので、4年に1回首長招集で会議を開くというような形でやっているというところなんです。美里町は、毎年毎年1月会議は町長招集でやっているのですが、それが通年の会期でやっていくと4年に1回でよくなるというようなやり方の2種類のやり方があるようです。

○委員長（根本謙一君） 一定程度理解していただけたかなというふうに思います。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） ただいま局長からお話がありましたが、皆さん、この例規集見てもらおうと分かりますが、172ページに会津美里町議会通年議会の実施要綱ということで、改正が平成31年3月にあるわけですが、これを運用しているのです、うちのほうは要綱をつくって。ですから、長嶺委員が発言しましたやっぱりこの要綱がある限りは、この要綱を見ると、会津美里町の議会の基本条例の理念

の下に未来を見据えた議会というふうなことで通年議会するのだということで書いてあるので、やっぱり総則の部分に入れて、それで要綱で運用していくというふうなことで整理されたらどうかなというふうに考えます。

○委員長（根本謙一君） 具体的にどこに入れるか、あるいは新たに条項を設けるかということについての議論は今日はいたしません。検討項目に上げるか上げないか、それだけですので。

星委員。

○8番（星 次君） では、検討項目にひとつ上げていただきたいと思います。

○委員長（根本謙一君） では、検討項目に上げるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そのように決定いたします。

では、次に参ります。私からの提出です。この第4条について、より充実した町民との連携重視の観点から、第4項及び第6項の「努めるものとする」の努力規定を「努めなければならない」の義務規定にすべきと考えます。このことについては、高沖氏の研修会のときもこの点は述べられておりまして、やっていることを、やってもやらなくてもいいけれども、やりましたではなくて、これは継続的にやっていくというところに我々は踏み込んでいるわけですので、基本条例もそのように義務規定にしてはどうかという提案です。

このことについてご意見あれば。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 私は、あえてそこまでしてやる必要ないのかなと思います。このままで、今のままでよろしいのではないかと私は思いますが。

○委員長（根本謙一君） 横山委員からはそのような意見でした。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 私も、「努めなければならない」というふうに軟らかくなるとやらなくてもいいような条例の条文になるので、最初のとおり「努めるものとする」というふうな断言的な条項でよろしいのでないかなというふうに考えます。

○委員長（根本謙一君） いや、「努めるものとする」というのは努力規定ですから、やってもやらなくてもいいのです。あのときの高沖氏の話は、設けなければならないというふうにすると必ずやることになりますから、検討の余地があるのではないのでしょうかというところでした。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） だから、「努めなければならない」というふうなことでなくて、「努めるものとする」というふうでいいのではないかなと思います。「努めなければならない」というふうなことでなくて、「努めるものとする」というふうにしたら。「ならない」というのは少し軟らかいというか、強制力というか、それも効力としては薄いのではないかなと考えます。

○委員長（根本謙一君） 言い方が悪くて。これ条項読みますと、「これら提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする」というのは、設けるように努力しなさいよということですよね。あのときの講師の話は、これを「設けなければならない」というふうにすることによって、必ず意見を聴く機会を設けるということだからということです。「努めなければならない」って言ったから、おかしいのですよね。「設けなければならない」です。

○8番（星 次君） 分かりました。それだと理解しました。

○委員長（根本謙一君） これを検討するかしないかということです。ここでこういうふうにするかしないかではなくて、検討するかしないかで。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 私は、横山委員と同じで、この努力規定のままでよろしいと思います。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 私も今長嶺委員と同じで、これ全部、全て聴くことになってしまうとかなり大変だということもあるので、今までの「努めるものとする」というのもかなり強力な言い方だと思いますので、私はそのままでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） ほかにありませんか。今分かれておりますので。

鈴木委員、どうぞ。

○11番（鈴木繁明君） 今のままでいいのではないかと私も思います。

○委員長（根本謙一君） では、今までのままでいいというご意見が多いので、そのままにしておきましょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、検討なし。決定しました。

次ですけれども、これも私からです。新たに政策サポーター制度の導入について、有意義であるとして調査研究してきた経緯があることから、設置することができるとしてでも根拠づける条項化すべきであると考えますということで提案しました。実は、例規の174ページを見てください。設置要綱はつくられているのです。ただ、これが実際に始動、取り上げて動いたことは今までありません。一度議会の中でやりたいが、どうだろうかという議論をしたことあるのですけれども、いや、議員が責任持ってやればいいのだからということで、わざわざ町民からいろいろな政策提言してもらわなくてもいいのではないかとということで、実際には動きませんでした。要綱はできておりますが、基本条例の中に落とされていないということです。これ議会活動の改革の先進地であります長野県の飯綱町、本町議会としても2度ぐらい視察研修にお邪魔しているのですが、ここでの取組を勉強してきた経緯がございます。すばらしいことだねということで、これは次の議会議員を生む一つの基盤にもなるだろうということで、取り上げていこうというふうになった経緯がございます。これ少しワードで検索していただければ、各地の事例が読み取れてきます。ぜひ検討してはどうかということです。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） ちょっと質問なのですが、これ例えばこのサポーター会を設置できますよというのを政策討論会のほうの規定とかに入れ込むということですか、そのワードを。サポーター制度を使えるよというのを討論会に関する規定とかに盛り込むということですか。どこに……

○委員長（根本謙一君） 第4条の議員活動のところですよ。

○2番（小柴葉月君） 第4条のここに入れるということですね。

○委員長（根本謙一君） ええ。第4条に、町民参加と町民との連携のところに1項を加えるということですよ。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 入れることは何ら問題ないと思います。むしろここアクセスちゃんと動線にやっておかないと、サポーター会の存在というのはなかなか気づけないので、設置した当時の方々が、議員がまだいれば、そういう現場に直面したときにサポーター会って使えるよって提案できると思うのですが、いない場合は多分サポーター会の存在すらも上がってこないと思うので、ちょっと載せておいたほうがいいのかと思います。

○委員長（根本謙一君） 星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 先ほど委員長が言いましたが、設置要綱あるのは、設置要綱というのは条例の部分で別に定める条項なので、要綱ある限りは第4条にやっぱり明文化するべきというふうに考えます。検討するということで進めていったほうがいいのかと思います。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 私も今小柴委員とちょっと質問似ているのですがけれども、新たに今の第7項の下に入れるのか、その文面に入れるかにもよるのですがけれども、検討したらいいと私も思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） いや、第7条ではなくて第4条です。

○3番（荒川佳一君） 第7項と言った。

○委員長（根本謙一君） 第7項にね。第7項として。

○3番（荒川佳一君） 下に入れるのか、その中に入れるのかによるのですがけれども、検討するでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 3人の方から検討すべしということでした。これで異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 異議なしと認めます。

次に参ります。次も第4条に絡んでですけども……

〔「第5条じゃない、これ」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） これ第4条ではない。

〔「これは第5条ですね。第5条の4。4でなくて第5条です」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 第5条だよ。すみません。これ第4条ではなくて第5条でした。第5条に書き改めてください。第4項による反問実施要綱、これ12ページですけれども、第2条の定義について、「議員の質問に対し、対案を提示する質問のことをいう。なお、論点及び争点を明確にすることに鑑み、副次的な財政論は含まない」が分かりづらい表現文章になってはいないか。実施例の多くは、あくまで議員の質問に対して質問の趣旨確認の意味で反対に問いかける場合が多いとの高沖講師の話がありました。また、元安芸高田市長の事例からも議論の余地があると考えた次第です。皆様のご意見いただきたいと思います。この実施要綱の説明、これこの書き方で理解できるかどうか。私も当時ちょっと分かりづらいなということで、別に反対はしませんでしたけれども、そのままを認めて現在まで参ってきております。財政論まで含まないというのは分からなくはないのですけれども、財政論は含まない。我々では財源どこから持ってくるのだなんて問われてもなかなか言いづらいところもありますし、それは当時の私の思いでしたけれども、これも含めてこの文章で皆さん理解できるかどうか。現実に本議会では過般、昨年度1度この反問権の行使がありましたけれども、他の自治体の事例も含めて検討するのはいかがかなと思います。書き直す、書き直さないは別にしても、ここは十分に議会議員としてこの項目を、要綱を持っている限りはしっかり理解は深めておく必要があるなというふうに思うのです。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 委員長、ちょっと確認しますけれども、ここは条例の検討項目ということになっておりますので、第5条の規定はこのままで、要綱を検討しましょうかというお話でよろしいのですか。

○委員長（根本謙一君） そうです。そういうことになります。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。その辺は、そういうことであれば特にやぶさかでないと思います。

○委員長（根本謙一君） 確認ですけれども、皆さん、今要綱のこの説明で大体分かりますか。理解されているということですか。

〔「できます」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） いずれにしても、長嶺委員は要綱の検討だから、いいのではないかといいところでした。

小島委員。

○7番（小島裕子君） 私としても一応検討して、もう少し内容を精査したほうが分かりやすくなるのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） いろんな自治体の反問権行使している自治体あるので、それらを参考にするためにも、検討ということで課題として上げたらいいと思います。

○委員長（根本謙一君） それでは、今意見述べられた全ての方が項目に上げていいのではないかと
いうことでしたので、上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そのように決定いたします。

では、次に参ります。次、第8条です。第8条は、法第96条第2項の議決事件についてです。星委員のほうから意見上がっておりますので、説明をお願いいたします。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） それでは、ページ数は3ページで、第8条でございます。1号で「町の総合計画における基本構想及び基本計画の策定に関すること」、それで第2号として「前号に掲げるもののほか、行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること」ということで、括弧書きあります。括弧書きの最後、「5年未満の計画を除く」まで生かして、その括弧の次の「で、次に掲げるもの」とアからカまでは、これは削除してもよろしいのではないかというふうな見解を持ったものですから、上げておきました。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 皆様のご意見いただきたいと思います。検討項目に上げるか上げないか。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） これは残しておいてほしいなと思います。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） この第8条の第1項に地方自治法第96条第2項の規定って書いてありますので、その辺の整合性も見なくてはいけないのかなと思うのですが、私はこのままでいいのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） これ星副委員長にちょっと聞きたいのですけれども、どうしてこれ削ったほうがいいということは先ほど述べたのですけれども、何かあって、不都合なところとか何かあってあるのですか。

○委員長（根本謙一君） 星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 不都合はないのですが、ただここで細分化していますが、教育については議決要件全然ないのです。それと、一番大事な町の土地利用計画、これも載っていないのです。だから、地方自治法の第96条の第2項では市町村議会の議決権ということによってあります。わざわざこれで、第96条の第2項でいいのではないかなというふうに考えますが、今言ったみたいな部分も追加しなくてはならないということで、検討を要するのではないかと思います。検討ということではどうでし

ようか。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） そういうことであれば、なおこれ検討することに異議ございません。私は検討するに賛成いたします。

○委員長（根本謙一君） 議決事件の要綱が17ページにありますよね。

○11番（鈴木繁明君） 検討でいいのではないですか。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員、検討。

○7番（小島裕子君） 検討でいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 小島委員、検討。

いずれにしても、理解を深めるという意味では検討項目に上げてもいいのかなと。3名の方は検討してもいいだろうということですので、一応検討するということによろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定します。

次に、第11条になります。第11条は、災害対策委員会の設置の部分です。意見を述べます。緊急性を要することから考えると、設置要綱内の意思決定プロセス組織が多くて、シンプルにしたフローチャートにすべきと考えます。また、高沖講師のご意見では、BCP、これ事業継続計画あるいは業務継続計画というふうにいるのですけれども、この策定が必要ではないかとの問いかけがありました。これについて調査研究を要すると考えました。現実我が議会には要綱、災害対策委員会設置条例もつくっておりまして、それから初期動作の要綱もつくっておりますので、中身はきめ細かくはなっておりませんけれども、一応の行動フローチャートをつくるのを可能にする内容は整えてはあります。ただ、いわゆる国の指導、助言によるBCPの策定については、執行側はつくられております。2年前ですかね、つくっておりますけれども、議会としてもつくってはどうかという高沖氏の提案であったと思います。これは急いでつくらなければならないということではないのですけれども、ですから私も意見としては調査研究という形で、今後に申し送りのすることも含めて考えてみてはどうかという意見であります。ちなみに、北海道の栗山町議会ではこれをつくっております。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 条文だけでなかなか理解しにくいので、やっぱりフローチャートで分かりやすくつくるといことで、今後調査、検討ということにしておいたほうがよろしいのではないかといいうふうに考えます。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 事業継続計画をつくるに当たって、かなり面倒くさいのです。計画ばかりではなくて実施要綱みたいなやつになると、結構ページ数もかかるものですから、計画を策定するとすると、要綱までなのですが、ハードルが高いので、調査、検討くらいにとどめておいたほうが無難か

なと私は思います。

○委員長（根本謙一君） 横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 私もフローチャートについてはあったほうが見やすいなと思います。事業継続計画については、私たちの手では間に合わないなというふうな思いを持っています。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。それでは、このたびのこの期間内での調査研究は無理だということになります、考えてみれば。ですから、調査研究すべきだということで申し送りの的にとどめておくということで整理したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そのように決定いたします。

次、ページをおめくりください。第12条です。第12条は、政務調査活動費の執行及び公開のところでは、長嶺委員のほうから意見上がっています。どうぞお願いします。

○5番（長嶺一也君） ここに書いてあるとおりなのですが、政務活動費は議員の第2の報酬とやゆされる経費だと私は思っております。なので、現在も機能していない活動費の予算執行、予算も取っていないわけですので、もう削除してもいいのかなというふうに思いました。それで、星委員も同じような考え方だと思うのですが、そういうことで削除でいいのかなと思いました。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、今予算を取っているのって言いませんでした。

○5番（長嶺一也君） 取っていない。

○委員長（根本謙一君） 取っていないですね。

星委員も同様な趣旨かと思いますが、政務活動費に係る全ての記載を削除するというふうになっております。この意味するところを説明お願いいたします。

○8番（星 次君） 私も長嶺委員の内容と変わらないわけでありまして。国、それから県においても今騒がれている政務活動費ということでありまして、今さら政務活動をこの条文に掲げておく必要があるのだろうかというふうな考えの下、やっぱり削除したほうがいいのではないかとこのように思います。前に1回議論したことあるのです。この美里町議会で議論したことがあって、そのときには政務活動費は要らないというふうな結論に達した経緯もありますので、私はこの第2条は削除というふうな考えで考えたわけです。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 同条で鈴木委員からも意見が上がっていますので、鈴木委員、どうぞ。

○11番（鈴木繁明君） 私は、やはり政務活動費は使いづらいのかな。そしてまた、今ほどお二人の方からも意見がありましたが、批判があるというのがやっぱりどうも頭にあるわけでありまして、これについては本当にこれから使わないということであれば、削除してもよろしいのかなと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 私からも意見上げております。申し上げます。

執行、実行には幾つもの壁がありますが、将来的に議会活動の品質向上を思料すれば、執行、活用は必須と考えています。議論の価値はあるのではないかとこのところで、残すべきだという立場です、私は。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） この活動費については、現実難しいというのは重々承知はしております。今後この議会が例えば定数を削減したり、中身についていろいろ改革されていければ町民の反応もまた変わってくるのだらうというふうなことも想定できますので、私これあえて削除する必要はないのではないのかなというふうに思います。このまま残しておいても別に邪魔にならないなというふうに思っておりました。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 今両方の意見も出ましたので、これは検討するということで、検討したらいいと思います。

○委員長（根本謙一君） では、小柴委員、櫻井委員、どうですか。検討するということで今回上げておいていいですか。では、そのように決定いたします。検討課題といたします。

ここで1時間になろうとしております。休憩を取りたいと思います。

休 憩 （午後 2時30分）

再 開 （午後 2時41分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

次、第14条になります。議会事務局の体制整備のところですよ。高沖講師から、監査機能については別建てにすべきであるとのあの当時提示がありました。先進事例を参考にして検討すべきと考えました。ただ、他の自治体の事例見ますと、この監査機能のことについては載せているところはあまりないのです。ですから、あえてここ検討していく必要もどうかなって思うところでもあります。ただ、高沖氏からそういう提示がありましたから、後ほど今後の日程の中で出てまいりますけれども、再度基本条例の見直しが整理されて、後講評をいただく先生として高沖氏を想定しておりますので、その当時いろいろ提示されたことについては一定程度の調査、検討はしておく必要があるかなという思いもあつてのことでした。皆様のご意見をいただきたいと思います。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 確かに高沖先生、監査についてということでお話がございまして、議会事務局で監査委員の事務局もやっていて3人体制というのはちょっときついのではないかとこのことで、ほかの町村の事例などを見ると、会計室、出納室に置いたり、それから総務課に置いたりしているのに、これではなかなかきついのではないかとこのふうな話が出ましたので、これについて監査の、提

案者の根本委員長のこの中身については調査、検討ということで、もう少し深掘りしてやる必要があるのでないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、一応調査、検討ですけれども、先ほどのように申し送りのとどめておくか、実際にどうするかというところの調査、検討にするのか、そこのご意見いただきたいです。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） やはり申し送りではなくて、検討一回してみたらどうかと思います。

○委員長（根本謙一君） では、検討項目に。

○3番（荒川佳一君） はい。

○委員長（根本謙一君） ほかいかがでしょうか。異議なければ、そのようにしたいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、検討項目にのせたいと思います。

次に参ります。第15条です。議会図書室の設置、公開についてです。長嶺委員のほうから意見上がっています。どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 第15条の規定の改正等のことではなくて、個人的に、第3項に「図書の充実に努めるものとする」というふうに規定されているので、図書室の書籍の充実を図るべきかなという希望の意見で、これを事務局のほうに提出いたしました。条例の規定をどうこうということではございません。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 今長嶺委員本人からありました。条文の検討云々ではなくて、中身のこれは運用と予算化の話だと思いますので、今後の各議員からの要望あるいは提案の中で予算化を図って、しっかり必要な書籍を整えていくということで十分可能なことになるわけですが、これは長嶺委員、しかるべきときに必要な書籍をどんどん提案していただきたい。ですから、これは別に条例の検討項目ではないということで処理したいと思います。そのように決定いたします。

次に参ります。次に、第16条になります。議会広報、広聴の充実のところですよ。私からの意見です。条項にはありませんが、広報モニターの設置が設置要綱によって実質的、有意的に機能していることから、しっかり書き込む必要があると考えました。このことについて皆さんのご意見をいただきたいと思います。ちなみに、ページ179に設置要綱があります。しかし、基本条例には落とし込んでいないというところがございますので、いかがでしょうかというところです。ご意見いただきたいと思います。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） そんなに深い意味はないのですが、私は別に要らないかなと思ってい

て、これについては広報委員会の規定のほうで、要するに16ページですよ、広報委員会自体の規定のところには広報モニター……入っていないのか。

○委員長（根本謙一君） 16ページ。

○2番（小柴葉月君） には入っていないのですかね。入っていないのか。広報委員会としてのルールの中には入っていない。

○委員長（根本謙一君） ここには入っていない。ですから、設置要綱が別につくられています。これも先ほどの政策サポーター、あれと同じです。あれと一緒に併せて勉強してきたので。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 政策サポーターについては私さっき入れたほうがいいよねって言ったのですが、それはなぜかという、政策サポーターを担当している委員会とか人がいないから、載せないで政策サポーターという制度自体が架空の状態、あってもないというか、見えない。だから、使えないから、載せたほうがいいよねと言ったのですが、広報モニターについては広報広聴常任委員会の業務の中でもう確立されてしまっている、わざわざ言わなくても分かるのかなと思ったのですが、では広報広聴常任委員会の規定にはモニターのことが書いてあるかといったら、確かに書いていないので、ここに必要なのかもしれないですね。要するに基本条例に入れ込むというよりは、広報広聴常任委員会に関する規定の中に、ホームページに関する事とか、広報紙の編集の事とかという中で、意見交換会とかの中で広報モニターの話も入れたほうがいいのではないかなと、そのほうがまとまりはいいかなと思います。

○委員長（根本謙一君） いずれにしても、議会基本条例という名からすれば、そこに基本の文言があって、いろんな包摂的な言葉を使ったり、包含されているというワードもあるわけですよ。だから、そういうものがあって、だから規定が必要であり、要綱がつくられていますという、そういう段階、つながりがあって、説明しやすく、理解しやすくなるということだろうというふうに私は思っております。現在の基本条例の文章からはそこはちょっと、広義的に無理やり読み解こうとすれば解けないことはないのですが、これも高沖講師の提示でもあったことから、一応検討してみてもどうかというところを出してあります。小柴委員の意見は意見としてありました。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私も小柴委員の意見に賛成で、やはり広報の充実ということで、その文言を広報モニターということで入れておくのが一番……

○委員長（根本謙一君） 基本条例の話……

○3番（荒川佳一君） 条例の中の第16条の話ですよ。

○委員長（根本謙一君） はい、そうです。

○3番（荒川佳一君） 第16条の中に広報の充実ということがありますので、それを入れておくべきかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員は規定のほう。

○2番（小柴葉月君） 16ページって言いました、私。

○委員長（根本謙一君） 16ページの規定のほうに入れておけばいいのではないかと。

○3番（荒川佳一君） そうすると、私は小柴委員の意見とちょっと違います。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 私もこの基本条例の中ではなくて、広報委員会に関する規定の中に盛り込むのがベターかなというふうに感じております。だから、あえて基本条例としてはこれは検討に値しないかなというふうに感じました。

○委員長（根本謙一君） 星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 私も同様の考えであります。第16条で、これをひもとけば広報のモニター設置ということで要綱にたどり着くわけでありますので、16ページの広報広聴常任委員会に関する規定の中に1項目上げればいいのではないかとということで考えます。

なお、これも検討ということでしていただいてやったほうがいいのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 検討項目に上げるということですか。

○8番（星 次君） はい。

○委員長（根本謙一君） ただ、具体的には基本条例に書き込むのではなくて、規定のほうに入れればいいのではないかとということです。

○8番（星 次君） はい、そうです。

○委員長（根本謙一君） それは1つの作業の中で、そんなに難しい話ではないので、できなくはないですけども、そういう方向性で整理するという検討でよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、よろしいですね。

○2番（小柴葉月君） はい、それでいいです。

○委員長（根本謙一君） では、そのようにいたします。

次に参ります。次に、第17条になります。議員の政治倫理のところですか。このたびの本議会ハラスメント防止条例が制定されたことから、町議会議員政治倫理条例とも含め、ハラスメントほかの事案との整合性の観点において再確認はすべきと考えますというところで上げておりました。これももう少し説明しないと分からないかなと思いますけれども、先ほどのところでも出ていましたよね。いわゆるハラスメントだけではなくて、本町議会では別な事案でも問題が起きましたよね。具体的にはちょっと言いづらいところがあるのですけれども、ハラスメント防止条例ができたことから、もう既にできている議員政治倫理条例、それをそのままにしておいて、整合性が取れているかという確認の作業はやっぱりこの委員会でやっておく必要があるのではないかなというふうにも思いました。いじらな

くてもいいという場合もありましょうし、ここはこういうふうに文言書き換えてはどうかということもあり得るのではないかなと思ったのです。緊急的に課題があるとは思いませんけれども、ここは共通理解をするために再確認の議論はしておく必要があるのではないかなということで検討項目に上げてはどうかという提案です。いかがでしょう。ほかの事案って理解できます。ありましたよね。ハラスメントだけではなくて。そのことです。ちょっと言いづらいところがありますので。

○7番（小島裕子君） 臨時号か何か出して、広報のほうから議会だよりの臨時号を出して、その中で多分議長の話の中でそういった懲罰的なものとか、関するようなものというのは規定がないので、そういった部分で条例等の見直しをしていかなければならないと考えていますというような内容の多分臨時号を出したような記憶があるのですけれども。なので、こういったところをもう少しやっぱり見直して検討していく必要があるのではないかなとは思いますが。

○委員長（根本謙一君） 小島委員からの意見でした。検討してはということです。この際しっかり確認し合うということは必要だと思います。ハラスメントだけではなくて。

ほかにご意見あれば。

ちょっと休憩します。

休 憩 （午後 2時57分）

再 開 （午後 2時58分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 第17条なのですが、これについては政治倫理というのは別の条例ということで政治倫理条例できておりますので、わざわざもう少し見直してというよりも、これで十分理解できるのではないかなと思うので、再確認するのはいいのですけれども、私はこのままでいいのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 多分、確認なのですから、これってハラスメントのほうのルールとこちらの政治倫理条例のルールが重なる部分というか、ときにどうするかというのを、重なってしまうから、重なってしまう場合が想定されるから、そこを整備しておきましょうねという話ですよ。

○委員長（根本謙一君） いえいえ、違います。当然重なる部分はあります。重なっていて当然だと思います。ハラスメントに関する条項がありますから。それをより時代に即応するために、具体的に緻密にハラスメントに限っての防止条例を制定したということになります。他の先進事例を見ますと、別に条例で定めるというふうにありますけれども、具体的に書いているのです、他の自治体は。議員の政治倫理は、例えば具体的にうちのほう言えば、会津美里町議員政治倫理条例、括弧、いついつ制定、によるものとするというふうにしっかり書き込んであるのです。だから、こういう名前の条例が

あるのですよというのを基本条例に書いてあるということです。

あともう一つは、ほかの事案と言いましたね。実際にここで起こりましたと。そのことは、現在の政治倫理条例の中では読み取れているところがないのです、私からすれば。だから、あの当時、倫理条例しっかりしていないと駄目だよ、それから町民からもこういうことがあるのに、そこに対して何もしていないでしょうってアンケート調査でも出てきましたよね。我々が検討中であったのですけれども、ハラスメント防止条例に関しては。それだけではなくて、ほかの事案に対しての含んでいる言葉がどこにも見つけられなかったのも、そこはちゃんと整合性取る必要があるのではないかなと思ったのです。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） つまり基本条例と政治倫理条例施行規則はつながっているけれども、ハラスメントのこの前つくったやつが基本条例とつながっていないから、そこをつなげたほうがいいのかということですか。

○委員長（根本謙一君） いえいえ、それはつながっている。ほかの事案というのはなかなか出しにくいところあるので、皆さんに。

○2番（小柴葉月君） それは、では第17条のところに何て書こうとしているということですか。

○委員長（根本謙一君） それはこれから検討です。それを検討しませんかと、検討する必要があるのではないのでしょうかという。

○2番（小柴葉月君） こういうことが想定されますよねみたいなこと。

○委員長（根本謙一君） 実際ありましたよね。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 基本条例は、このままでいいと思います。ただ、倫理条例のほうにももう少し分かりやすく明細というか、詳しく書き込む必要があるのも、と私は思うので、一応検討課題にしておいたらいかがでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 第17条につきましては、冒頭星委員からのご意見あったわけなのですがけれども、それだけの検討だけでいいのかなと私は思います。

〔「何を検討したらいい」と言う人あり〕

○5番（長嶺一也君） ハラスメント防止条例の遵守に関しての規定を設けるだけ。

○委員長（根本謙一君） 初めの総則の中に、議員活動の原則の中にそれを入れたらどうだという星委員の提案でした。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 政治倫理の部分につきましては、特に触る必要はないのかなというふうに私は思いました。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） よく分からないのですけれども、根本さんが言っている再確認すべきと考える、これ言っていることというか、狙いがいまいちこの文章で私は分からなくて、要するにハラスメントの、今回大きい事件が2件起こりました。1件はハラスメントの事件です。ハラスメントの事件については条例が設置されましたが、もう一つの事件のほうに関しては起こっただけで、何らこちらで条例云々の動きはしておりませんと。だからこそ何かしらのやりましたよというか、結果を、再発防止の意味も込めて、何かしらここでちょっといじったほうがいいよねという話をされているということですか。

○委員長（根本謙一君） そういうことで。ですから、このまま何もしないのではなくて、一応検討課題として、でもこれは難しいよねって言えば、それは条例化するのは今回はなしにするとかやればいいので。一応俎上に上げるということです、今話ししているのは。中身をどうするより。

櫻井委員、どうぞ。

○1番（櫻井幹夫君） 意見をさせていただきます。

ハラスメントに関しては、相手があって、相手を守るために条例等を設立しています。もう一方のほうは、倫理に関しては、相手ではなくて本人、自分のところなので、それを守るというのはまた別な観点であって、一緒に考える必要はないと思います。

○委員長（根本謙一君） 一緒に考えるというよりも、ハラスメントはもうできています。対策取りました。もう一方のほうには何もしようがない。本当に手だてがないのかどうなのか。それを手だてを講じられる文言が基本条例の中に、議員の政治倫理の中にちゃんと落としてあるか、文章化してあるか、言葉としてちゃんと担保されているかというところになるとちょっと不明ですよという私の問題意識です。ですから、ハラスメントとは別の部分で、政治倫理の部分で、ということで考えていただければ。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 大きな事件が起こったから、何かしら爪痕を残すではないですけれども、こういうことが起こって、我々はこういうふうに取り組みましたよという実績を残したいという姿勢は分かるのですが、誰がどう考えても倫理的に反しているよねという事案だったと思いますので、特に特別な措置は必要ないのかなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 今小柴委員からありましたけれども、何か対策取ろうとしましたよとか、爪痕を残すとか、そういうことでの話ではありません。一応課題としてあったので、やっぱりこの委員会としては当然共通認識を図る一つの場をつくる必要があるなという考え方であります。

皆さんからあまり問題意識は出ていないので……荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） そうしたら、今のハラスメントについては、先ほど星副委員長が言ったように、第3条である程度話しするというような形を取りまして、一応第17条の議員の政治倫理について

は、今の段階はこのままにしておいたほうがいいのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） 重ねて申し上げます。

ハラスメントはハラスメント、これは全く別物であって、委員長言っているのは私分かるのですが、かといってこの基本条例に載っている文言というのですか、ここは私は全てそれは網羅していると思うので、それはいいと思うのです、このままで。ただし、政治倫理条例のほうには加筆する必要があるのかなというふうに思うので、私は検討されてもいいのかなというふうに思ったところであります。

○委員長（根本謙一君） 意見は分かれていますけれども、一応基本条例はいじらなくても倫理条例のほうでそれなりの検討をすると。必ず何か入れるというのではなくて、検討するということで、今後検討項目に上げていくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） それでは、そのように決定いたします。ありがとうございました、ご協力。

次に参ります。第19条、議員の報酬についてです。では、星委員のほうから意見が上がっています。説明お願いいたします。

星委員。

○8番（星 次君） 第19条、議員の報酬で、第3項で「条例改正は、議員が提案するものとする」というふうに、報酬のところで条例改正というふうなことがあります。これは、条例改正というのはこの基本条例の改正だと私は理解したものですから、これを移動というか、第22条の第3項にしたらいいいのではないかなというふうな見解でここに書きましたので、よろしくお願いします。

○委員長（根本謙一君） ほかに意見ありませんか。今の星委員の話理解できましたか。第3項の条文を第22条。これはちょっとまた別な次元ではないかなというふうに思われるのですが。

星委員、どうぞ。もう少し。

○8番（星 次君） この第3項は議員の報酬ということの改正ということで言っているのか、その辺が分からないものですから、この条例改正というのは見直し手続の第22条のところの第3項として落とし込んだほうがいいのではないかなというふうな考えです。

○委員長（根本謙一君） この条文は、183ページ、議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、この見直しだと思うのです。この改正。183。この改正のことを言っているのだと思います。

星委員。

○8番（星 次君） それでは、事務局に聞きたいのですが、関本次長に聞きたいのですが、今根本委員長がおっしゃったこの183ページの条例の改正ということでもいいのかどうかというふうな。議員報酬。

〔「休憩お願いします」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 休憩します。

休 憩 (午後 3時14分)

再 開 (午後 3時14分)

○委員長（根本謙一君） 再開します。

星委員。

○8番（星 次君） この第19条の第3項が183ページの費用弁償に関する条例の改正をここであっているならば、私の提案したこの部分については削除でお願いいたします。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） 今ほどの件、第18条、第19条ともに条例改正は議員が提案するものとされておりますが、これ頭に「この条例は」とか何か入れてくれないとやっぱり紛らわしい部分があるので、これも後で検討したらいかがでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 言っている意味は分かるのですが、「この条例は」となると、この基本条例はなくなってしまいます。ですから、議員報酬に関しての条例改正はという意味で取らないといけないのです、ここは。

○12番（横山知世志君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） そういうふうに説明受けていますので、では削除ということで決定いたしました。

次に参ります。第20条に参ります。最高規範性というところでございます。小島委員のほうから意見が上がっています。説明お願いいたします。

○7番（小島裕子君） 第2項のところで、「一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない」というふうになっているのですけれども、この研修というのが今までなされていなかったと思われるのですが、このことに関してもうちちょっと実効性のあるような、いつ研修を行うとか、そういう期日を入れるとか、誰が研修を行うかとかいうか、もうちょっと具体的に、「行わなければならない」となっているので、この辺もうちょっと行いやすいものを付け加えるなりしてほしいなというふうに思ったのですけれども。

○委員長（根本謙一君） いや、ちゃんと期日載っているのではないですか。「一般選挙を経た任期開始後速やかに」ってなっています。ただ、今まで言われてもそれやってこなかったというところはあるので。議員から提案されても、見直すところあるならば意見出してくれ、文書で出してくれって、過去はね。ただ、直近で前議長のときにやっとみんなで研修しながら見直し検討しましょうというふうになって、2年前、それが我々受けた研修です。やっと正規の形があそこでできたというところ。ただ、そのほかの事案が発生して、その研修の成果を後々生かすことに進めなかったというのが現実です。ですから、現実はそんなにこの条文で不都合は別に現在はないとは思われますけれども、今の問題意識からすれば。

小島委員、どうぞ。

○7番（小島裕子君） 実効性を伴わないというところに、いろんな条文があるのですけれども、やはりその辺をもう少し計画性を持たせるようなものにするとか、そういったものを付け加えるようなことはできないのかなというふうに思ったのですけれども、これはやっぱりこのままになりますかね。

○委員長（根本謙一君） いや、なりますかね……

○7番（小島裕子君） その検討を。

○委員長（根本謙一君） ほかの委員の意見もいただきたいと思います。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 私の記憶ですけれども、長嶺さんか何かがこれ読んで、これやっていないのではないですか、この研修ってたしか誰かが問題提起したのです。それで、ああ、そうだね、急いでやらなければと言ってやったのです。それが選挙後1年ぐらい経過していたかもしれないですけども、それは多分このつくったルールを守れていなかった議員の責任ではないのですかね。別にこのルールの文字を変えるというよりは、これをちゃんと守るところに徹したほうがいいのではないのでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 私は、このままで、この条文で十分理解できるので、何も小島委員が言っている文言を変更してまでもやる必要はないのではないかというふうに思っておりますので、検討は要しないと思います。

○委員長（根本謙一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なかったら、これは検討するまでもなく、このままでよろしいのではないかということで整理したいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そのようにいたします。

では、次です。次に参ります。私からの意見です。研修会に向けての事前質問、これは先ほど申し上げた2年前の研修会のことです。事前質問に、議会基本条例は最高規範としていることからすれば、題名を区分すべきであると考え。第1条（目的）の次に第2条、条例の位置づけとして新たに見出しを設けるべきと考えるがありました。高沖講師からは、議論して変えればよいのではないかとの回答でありました。議論して変えるか変えないか検討すればいいでしょうというふうな意味に私は捉えておりますので、必ずこうすべきだから、どうだという提案、意見ではありません。他の自治体はどうなっているかというふうに見ましたら、直近の先進地ではありません。以前の事例では、ほとんどが我々の条例と同じ位置づけというか、条例後半のところに位置づけられています。この事前質問があったので、私なりに調べてみたら、憲法がやはり末尾になっているのです。末尾ではないけれ

ども、後のほうになっているのです。第10章に最高法規という項目が載せてありますから、ああ、これ憲法に倣っているのだなというのが読み取れました。では、直近の事例はどうなっているのかなと思って、あるところを調べたのです。そして、出てきたのが栗山町議会の基本条例、これ去年の3月15日に制定されました。去年です。ここでは、最高規範性として第3条に載せているのです。ですから、やっぱりそれなりの理由があつてか、どこかの例を見てこのようにされたのかなというふうには思います。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） この件に関しましては、前文で十分述べているので、新たな委員長がおっしゃった条例の位置づけというように改まって直す必要ないのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） ほかにありませんか。

ただ、前に持ってきた場合にどうなるかという、条例項目が全てずれていくということもありますので、全部改正みたいな順送りですらして、今まで頭に何条は何だというのをインプットされている者にとっては大変つらいことになりはしないかとか、いろいろ考えあぐねておりました。他の自治体の事例で全部改正しているところは全国で2例があります。それはそういう訳があつてされたのでしょうけれども、我々が倣った栗山町議会は、そういう全部改正はしておりませんが、逐次あそこは1年ごとに一応検討する会議を持っているのです。ですから、常に、常にこの基本条例を改正、改正して、使いやすく、使いやすく、町民の声をどんどん反映させているという姿が見てとれます。こういうところもあります。ただ、我々の基本条例、日々の議会活動、議員活動はなかなか生かし切れないところ、不十分な点まだまだ多々ありますので、そういう全部改正あるいはきめ細かな改正まではなかなか入っていけないところで、まずは我々の先輩たちが苦労してつくったこの条例、中身をしっかり理解しつつ魂を入れていく日々の実践、活動がまずは大事ですよというところで皆さんの共通認識、共有できたらいいかなというふうに思っています、この作業を経ていく中で。そんなふうと考えております。

戻りまして、今のこの最高規範性の前に持ってくるべきではないかという提案については、再度皆さんのご意見いただきたい。長嶺委員は、このままでいいというところでした。憲法の位置づけは大変重いなと思って私は理解しておりますので、いじる必要はないかなというふうに考えた次第です。いかがでしょう。

鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 私もこのままでいいのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なければ、このままでいいということで、では検討課題にはのせないということで、そのように決定いたします。

次です。議会改革の推進についてです。我々の基本条例にはこの項目はありませんけれども、高沖氏の研修のときに、継続的な取組の必要性をしっかりと条例下で担保すべきですよという話あったかと思います。事例として、栗山町の議会基本条例にはしっかりとそのことが載っております。初めは載っておりませんでした。これが改正、改正の中でいつか入ってきたのです。たしか10年前だったかと思いますけれども。それで、この検討はどうかというところです。これがなければ改革はできないということではありませんけれども、この際検討どうでしょうかという提案です。このことについてご意見いただきたいと思います。いかがでしょう。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 要らないと思います。

○委員長（根本謙一君） 小柴さん、一応要らないという理由を述べていただくと説明しやすいので、お願いいたします。

○2番（小柴葉月君） 逆に入れる理由というのがよく分からなくて、議会全体で、例えば会津若松みたいに本1冊書けるくらいの勢いで議会改革を専門的な人を入れて、プログラム化して、ばあっとやっていると腹をくくって決めるのだったら入れていいと思いますけれども、私たちはそうではないですし、そんなにここで、入れてもいいですけども、入れたとしても重くはないですよ私は思います。ただただ入っているだけという感じになると思います。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員の意見として承っておきます。

我々が忘れてはならないのは、これ現在の我々のための改正ではなくて、この後の議員の皆さんのために、議会のために改正ということです。それを踏まえれば、これからまた若い人が入ってこられるでしょうし、いろんな多様な人が入ってくる中で、この基本条例がまず皆さんの一番熟読しなければならない議員として大事な基本法だというふうに考えると、やはりこういうことやっていかなければならないのだ、こういうことやるのだという意味では大変重要なものだというふうな捉まえ方をすべきかなというふうに思っております。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） その視点からだったら別に入れてもいいと思います。その望みをかけてですよ。例えばでは新しい人が入ってきて、自分のことに置き換えて考えますけれども、何か新しい、既存のものを変えたいって思ったときに、その切り口になるという望みを、願いを込めてそれを書くというのだったら私はありかなと思います。例えば何か慣例的に決まっている議会のルールをおかしいでしょうって指摘するときに、基本条例にある議会改革というところの視点から申し上げますがというふうに切り込めるという、それを期待して入れるというのだったら、私はそれはありだと思います。

○委員長（根本謙一君） 今小柴委員からのご意見であります。期待してというよりも、そういう手法でこの基本条例は私は生かしていくべきだと思っています。だから、この基本条例がとっても大事だというのはそこだと思います。要綱があるとか、規則がありますよというのは機微に入ったやつ

ですから、大元はこの基本条例で、ここにこういうふうに書いてあって、それから規則はこうありますよ、規則ないから、規則つくってこういうふうにやるべきではないですか、基本条例はこういうふうになっていますよという、そういう使い方をしていただきたいなというふうに思います。また、そうあるべきだと思います。これが我々議員としての一つの論拠というか、筋立ての方法論だと思います。

ほかからもご意見いただきたいと思います。

星委員。

○8番（星 次君） 私は、この見直す手続という第22条を、これだったら議会改革の推進ということで、それで見直し手続というふうに入れたらいいのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） いや、だからそういう具体的な話でなくて。

○8番（星 次君） 検討するかどうかですか。

○委員長（根本謙一君） 検討するかしないか、そこに特化して今日は。

○8番（星 次君） では、根本委員長の熱い議会改革ということなものですから、改革の推進ということで、再度調査、検討するということにしておいたほうが今後の議論する場として必要だと思いますので、検討ということをお願いしたいなと私は思います。

○委員長（根本謙一君） ほかがご意見あれば。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、検討項目に入れるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、よろしいですね。

○2番（小柴葉月君） はい、大丈夫です。

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定いたします。

私のところの3点目あるのですがけれども、これは別に条例、条項どうのこうのではありませんので、これは別にこの段階で皆さんに考えていただく検討事案ではありませんので、やめます。

では、次に参ります。次、長嶺委員からのご意見のところ参ります。

では、長嶺委員、よろしくお願いします。

○5番（長嶺一也君） まず、基本条例以外の検討項目を考える上で、まずは基本条例の第4条、町民参加及び町民との連携を前提に考えました。あと、年齢的に若い方が議員に立候補して当選になった後、議員の処遇改善にも資するためにもいろいろと服務規程、事務職員ですと服務規程の見直しという形になるのですがけれども、そういった観点からちょっと2点ほど意見出させていただきました。

まず、1項目めにつきましては、会議規則第2条第1項に出産という項目があるのですがけれども、第2項で出産の規定があるので、第1項の出産は削除しても構わないのではないかな。あとは、配偶者の休暇3日間の規定も新設してもいいのではないかな。それ以外にも、服務規程につきましては、職員

の例によるみたいな1行で対応できるのであれば、簡単に規則改正ができるのではないかなというふうに思いましたので、提案させていただきました。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員に申し上げたいと思うのですけれども、これは基本条例云々にはあまり絡んではいませんよね。

○5番（長嶺一也君） そうです。

○委員長（根本謙一君） 初めに申し上げましたように、このたびの検討するかしないかの協議は基本条例に関わる事柄に絞らせていただいていますので、今のご意見等については、これはしかるべき場で調査、整理されて、議長に上げて、議運で検討すべき内容かなというふうに思います。そんなことをご理解いただけますか。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 今ほど委員長のお話のとおり、その辺も含めまして、委員長がおっしゃった内容も含めまして事務局のほうに回答させていただきましたので、特に異論はございません。

○委員長（根本謙一君） 待ってください。事務局に回答。もう一度、すみません。

○5番（長嶺一也君） 今ほど委員長がおっしゃった内容、この基本条例にぶら下がる規則等につきましては、議運で検討すべきものか、この場で検討するかどうかは分かりませんが、提案させていただきましたという回答を事務局に出しましたということです。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。ありがとうございます。そういうご理解でひとつ置いておいていただきたいというふうに思います。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） ちょっと質問なのですけれども、今のやり取りの意味は分かるのですけれども、それについては長嶺さんに、自分でやってではないのですけれども、そっちにお任せしますという対応なのか、それともこちらの委員会として、私たちは今回基本条例のというふうになっていますけれども、議会の大きなルールとしての概念の中でそういう意見が出てきましたというふうに委員会として議長なり議運なりに報告するのか、それともさっき言ったように長嶺さん、自分でやってくださいねなのか、どちらなのでしょう。

○委員長（根本謙一君） それはほかの委員の方にも伺ってから整理したいと思います。

今の小柴委員の問題提起について。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） やっぱりこの基本条例以外でここに検討ということで出してきた委員の意見を尊重して、個々で、個人でやるのではなくて、委員会としてこういう意見もありましたということを経長に報告して、それで議長が議運なりどこかの機関でやるということではいけないと上に上がってこないのか、そんなような、ここではこういうことが上がってきたというのはやっぱり吸

い上げるべきでないかなと思います。ましてやこの会議規則の第2条なんかは見直しというか、やらないとまらない部分を忘れているわけですから、当然こういうのは早急に改正して上げるべきではないかと思います。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。

小島委員。

○7番（小島裕子君） 星副委員長の発言に賛成します。

○委員長（根本謙一君） ほかに異論がなければ、ではそのように一応、この委員会の中で協議はしませんけれども、上がってきた意見は意見として整理して、しかるべき形で議長に報告するという形を取りたいと思います。確かに皆さん真剣に考えて出されてきている意見なので、それは尊重しなければならないというのは当然だと思いますので、そのように整理していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そのようにいたします。

次に参ります。次も長嶺委員からです。これも同じようにしてまいります。

次、小柴委員からの意見です。一応では小柴委員のほうからもご意見として皆さんの前で披瀝していただきたい。

○2番（小柴葉月君） 今の長嶺さんの案件と同じなのですけれども、私も、今回基本条例のお話でしたが、議会の大きなルールとしてのくくりの中での提案をさせていただきました。これについては附属の資料を添付してありますので、そちらも併せて議長のほうに報告をお願いしたいなと思っております。

○委員長（根本謙一君） ちょっと休憩します。

休 憩 （午後 3時42分）

再 開 （午後 3時43分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

分かりました。では、これも長嶺委員のご意見と同様な扱いということで進めてまいります。

次に参ります。小島委員からのご意見です。よろしくお願いいたします。

○7番（小島裕子君） 大変申し訳ないです。一番最後なのですけれども、ちょっと私としても読み方の間違いがありまして、この出した項目に関しては削除させてください。

○委員長（根本謙一君） 全部ですね。

○7番（小島裕子君） はい、全部。

○委員長（根本謙一君） 確かにちょっと勘違いされているかなというところもありまして、これフロー図作ると分かりやすくなるので、事務局煩わせますけれども、しかるべき時期に作って、議員全

員に分かりやすい形で提示していくことが大事なというふうに思って受け止めておりました。分かりました。では、削除ということで、これはなしにしたいと思います。

以上、委員の皆さんからいただいた意見の全部を表にしまいいりまして、整理させていただきました。

以上、この案件の（１）の整理は終わったということで、次、（２）の今後の日程についてに参ります。

皆さんのお手元に案として出させていただきました。この点について事務局からちょっと足していただけますか。

事務局、どうぞ。

○議会事務局次長兼総務係長（関本 達君） では、２行目が本日、第11回目の特別委員会ということで、その次の四角のところ、２月中旬から下旬にかけて第12回特別委員会、見直し等論点整理に基づいて協議を開始するということと、４月以降、次年度の予算においてオンラインの研修をやりたいというふうに考えておりますので、その話ということになります。３月会議後、４月上旬に次回の特別委員会を開催したいということで、さらに中旬から下旬において、今のところの予定ですが、高沖先生をお願いしてオンラインの研修ができないかということ想定しております。その研修を踏まえまして、５月中旬、下旬頃にまた委員会を開催したいということで、研修会を踏まえて論点整理、修正を行い、素案を決定したいということでございます。その後、６月会議、地域別意見交換会をしまして、６月下旬から７月上旬に条例の見直し案の説明を全協で行いたいと。最終的には９月会議において改正案を上程したいというのが委員長ですので、これについて皆さんに審議していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。このように一応想定した中で羅列しました。特にオンライン研修については、まだ予算も決定していない中で、当然ですけれども、正式なオファーは取っておりません。内々に探っていく必要はあるのですけれども、現段階ではまだこれ以上の説明をするものは持ち得ていませんので、一応こういうふうに想定して進めていきたいが、いかがでしょうかというところで提示しました。これについて皆さんのご意見をいただいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

荒川委員、どうぞ。

○３番（荒川佳一君） １点だけなのですけれども、２月中旬、下旬の関係だったのですが、そのオンライン研修決定ということについてということなのですが、研修の決定、これは予算的には、この分は年度内なので、あるかと思うのですけれども……

○委員長（根本謙一君） これは来年の話ですよ。

○３番（荒川佳一君） これは今年の２月ではないのですか。

○委員長（根本謙一君） 違う、違う。これは、研修の内容をこういうふうに決定しましょうねとなったら、初めて先生に正式なオファーを取ってくると。

○3番（荒川佳一君） 2月にもやって、ただその後のオンライン研修ということで、ちょっとその後4月中旬、下旬にオンライン研修ということであつたものですから、それがあるのかなということだったので、ちょっと私勘違いしました。失礼しました。

○委員長（根本謙一君） オンライン研修の実施ではなくて決定ですので。

○3番（荒川佳一君） 2回やるのかなと思ったものですから、いいことだなと思ったのですけれども。

○委員長（根本謙一君） すみません、分かりづらくて。そういうことでご理解いただきたいと思います。

いかがでしょうか、ほかの皆さん。

〔「この案で」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） この案で進めて……

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 確認なのですが、日程表の一番下なのですけれども、条例等改正案の上程となっているのですが、議員発議ではなかった。上程のままでいいのでしたっけ。

○委員長（根本謙一君） 議員発議です。

○5番（長嶺一也君） 発議して上程するという。

○委員長（根本謙一君） はい。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） 「等」って書いたのは、ひょっとしたら倫理条例もと想定したので、「等」というふうに入れたのです。規則、要綱等は議運で決定すれば改正できますから。ただ、議決を得るのは条例のみなので、こういうふうにいたしました。

一応この想定でまいるということで決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

以上をもって今日の案件は全て終了いたしました。

その次、3点目のその他に参りますけれども、何かこのこと以外に皆さんからご意見、ご質問等あれば。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、なければ、それでは進行を事務局にお返しします。

○議会事務局長（川田佑子君） では、4、その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、なければここで、議長にも長い時間オブザーバーとしてご出席いただいておりますので、今日の議論の中身、協議の中身を受けてのご感想等いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長、お願いします。

○議長（大竹 惣君） 皆さん、長時間にわたり大変お疲れさまでございました。そして、先日はハラスメント防止条例、無事に全会一致で可決されました。皆さんに改めて御礼申し上げたいと思います。本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。そして、これからは議会改革推進特別委員会のほうで議会基本条例の見直しということで、我々10月の末ぐらいに改選を控えている、選挙を控えているものですから、なかなか時間はない間ではありますけれども、しっかりと協議を進めていただきたいと思います。

そして、今日皆さんの話を聞いていろいろ感じたのが通年議会に対する整理、私これ結構関心を持ってまして、実はあした南会津議会のほうで通年議会のことで本町議会に視察に来るということになっておりまして、私も多少勉強させていただいたのですけれども、先ほど委員長からお話があったように、運用と法定の2つのやり方があって、今本町は運用でやっていると。お話があったように、1年周期でやるのか、4年周期でやるのかという部分なのですけれども、私的には法定の部分にして4年にしてしまったほうが余計な仕事も減るのかなと、すっきりするのかなと思いますし、そういった意味でも今回ここでしっかりと整理していただければありがたいなと思います。

あと、先日というか、前に一般質問の中で町長が反問権を使ったときがありましたので、反問についても調べたときに、確かにこの基本条例の書き方だとちょっと分かりづらいなという部分もありますし、ちょっと誤解を招きやすい表現になっている部分もあるなと私も感じ取った部分があったので、ここも整理していただきたいなと思います。

あと、先ほどあったのは政務活動費の話ですね。こちらなのですけれども、私一般の方から政務活動費って今美里町ってあるのって聞かれることが、今まで多分10人くらいかなと思うのですけれども、あったのです。最初の頃はなののですけれども、実際条例には決められていて使えるのですけれども、ただ雰囲気的に使えていない状態ですって言った記憶があるのです。そのときに、最初のほうは2人くらいだったと思うのですけれども、政務活動費を不正に使っているというような方のニュースがあったりとかするので、美里町大丈夫ですよみたいな、そういうことしていないですよみたいな質問があったのですけれども、実際我が町の議員は使っていない状態ですということを言っております。ただ、最近ですかね、少なくともこの2年以内にも同じような質問ありましたけれども、その方々は政務活動費使っていませんよという話の回答として、逆にどんどん使っていただきたいと、どんどん勉強して議員の質を上げてくださいという意見、こちらが最近は本当に多く聞こえているような現状でありますので、その点も踏まえて、これからこの辺検討していただくと思うのですけれども、しっかりと検討していただきたいと思います。

あと、今回は基本条例を見直すということに対しての検討ということで、検討していくか、基本条例ではないので、今回は検討しませんというふうに仕分したと思うのですが、今回検討しないというふうになった部分に対しても、新しい皆さんが思っている課題がどんどん抽出されてきたので、これはこれでよかったなと思いますし、後ほど委員会のほうから私のほうに報告が上がってくると思うのですが、それを踏まえて本当に大事な部分は議運なりに諮問して行って、最終的な結果がどのくらい出るのかちょっと、この期はまだ、9月議会までぐらいなので、なかなかどこまで達成できるかという部分ははっきりしないところはあるのですが、やれることはどんどんやっていきたいと思いますし、議会改革はやはり町民の方に信頼される議会づくりということで、ここは本気でみんなで一丸となって進めていきたいと思いますので、これからどうか皆さんのお力をお貸しいただきたいと思いますので、ひとつ今後ともよろしくお願いしたいと思います。本日は大変お疲れさまでした。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

○議会事務局長（川田佑子君） では、5、閉会。副委員長、お願いいたします。

○副委員長（星 次君） 長時間にわたりまして皆さんの活発なる意見の下、皆さんから提出していただいた課題等についての振り分けもできたというふうに理解しております。

以上をもちまして議会改革推進特別委員会の第11回目の会議を終了いたします。今日のご苦勞さまでした。

閉 会 （午後 3時56分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

委 員 長

書 記 関 本 達